

令和6年第9回教育委員会議定例会 会議録

1. 開催日時等 令和6年11月19日（火）
午前11時00分開会 午後0時22分閉会
2. 開催場所 ニセコ町役場 多目的ホール
3. 出席委員等 教 育 長 片 岡 辰 三
1 番 委 員 下 田 伸 一
2 番 委 員 越 湖 明 美
3 番 委 員 卷 礼 子
4 番 委 員 千 葉 つむぎ
4. 欠席委員 なし
5. 事務局出席者 総合教育課長 淵 野 伸 隆
総合教育課参事 阿 部 信 幸
こども未来課長兼幼児センター長 齊 藤 徹
学校給食センター長 三 橋 公 一
総合教育課総務係長 島 田 桃 子
6. 会議録署名委員 2 番 委 員 越 湖 明 美
7. 議 件

会議録署名委員の指名について

教育長の報告について

報告第1号 ニセコ町会計年度任用職員の任用等について

報告第2号 令和6年度（2024年度）ニセコ町教育費予算の補正について

報告第3号 令和6年度（2024年度）全国学力・学習状況調査の結果について

報告第4号 区域外就学に対する同意について

議案第1号 ニセコ町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

議案第2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

※報告第4号は秘密会の議事として議決し非公開

8. 議 事 の 概 要

教育長：定刻となりましたので、ただ今から第9回教育委員会議定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、予めお配りした議事日程表のとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第12条第5項の規定により、「2番 越湖委員」を指名いたします。

次に「日程第2 教育長の報告」について、説明いたします。

・・・教育長から教育長の報告について説明・・・

教育長：教育長の報告の説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第3 報告第1号 ニセコ町会計年度任用職員の任用等について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課参事が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第1号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第4 報告第2号 令和6年度（2024年度）ニセコ町教育費予算の補正について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、担当課長が内容説明・・・

教育長：「報告第2号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第5 報告第3号 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について」を議題といたします。説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「報告第3号」の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

越湖委員：中学校の「新聞を読んでいる」と答えた生徒の割合が高いが、ネットニュースなどスマートフォンで閲覧可能な記事も含めているためではないでしょうか。

巻委員：ここ数年、新聞で各市町村ごとの成績が報道されていますが、学年で成績にバラつきがあり、年によって良かったり悪かったりすることもあるので、住民に与える印象も考えると、報道する必要があるのでしょうか。他の管内ではこうした報道はされていないようです。

総合教育課長：道教委としても、報道機関に対しては地域ごとに格差があるような報道のされ方は避けるよう要請をしているところです。市町村ごとに比較をする報道をしているのは道内でも後志管内のみとなっており、管内の教育長部会でも話題に上がっております。教育長部会からも、今後の報道の在り方等について要請がなされるものと思われます。

教育長：道内各市町村では教育委員会議会で承諾を得た上で結果を公表しているが、新聞での取り上げ方の問題なので難しいところではあります。学年によって成績に差があるし、母数の少ない学校だと学力の平均に差が出るのは仕方のないことなので、学力調査の結果に一喜一憂するのではなく、学習環境や生活習慣などの状況をより意識し、家庭状況も踏まえた取り組みをしていく必要があると思っています。

下田委員：他の町村で非公表としている自治体はありますか。また報道機関への公表は自治体ごとに判断することはできないのですか。

総合教育課長：児童数が非常に少ない小規模自治体では非公表としている事例もあります。

市町村では、北海道版の結果報告書への掲載について公表の判断をしています、その先の報道については道教委の判断となるため、市町村ごとに公表の判断をするのは難しい状況です。

下田委員：この調査については、学校に来ていない子どもの状況は反映されていませんが、学校に来ていない分家庭学習をかなりやっているのではないかと思います。また、今回の調査結果を見ると、家庭学習の量はそれほど多くないが、学力は全国と比べても悪くない結果となっており、裏を返せば学校の授業だけで学力の定着が図られているという見方もできると思います。今後は、学校に来ていない子どもたちへのアプローチの仕方も検討してみてはどうかと思います。

越湖委員：「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」という問いに対する肯定的な回答が少ないですが、多様性を受け入れるという観点では、自分と違う意見に「興味がある」ことを必ずしも「楽しい」と感じるわけではないと思うので、質問の仕方の問題なのではと思いました。

教育長：ほかにありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で報告済みといたします。

教育長：「日程第6 報告第4号 区域外就学に対する同意について」は、個人情報の取扱いにかかわる内容であることから、今回の教育委員会議での議事を「秘密会」とすることを発議いたします。

本件について、討論を行います。

反対、または賛成の討論はありますか。

・・・討論なしの声・・・

それでは採決いたします。

「日程第6 報告第4号 区域外就学に対する同意について」の2件は「秘密会」とすることにご異議ありませんか。

・・・異議なしの声・・・

異議なしと認めます。よって、会議規則第6条の規定により、「報告第4号」の議事は、「秘密会」とすることに決しました。

・・・秘密会議中・・・

教育長：これで「秘密会」の議事は終わりましたので、これよりの議事は公開とします。

教育長：「日程第7 議案第1号 ニセコ町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・総合教育課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第1号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

下田委員：在宅勤務とは、リモートワークということですか。

総合教育課長：その通りです。各学校では現在、クラウド上で文書を取り扱っているので、自宅で作業することが可能です。この要領は、普段の業務や授業ではなく、長期

休業などにおける在宅勤務について定めるものとなります。新型コロナの時期に整備したものを、長期休業期間等でも運用できるよう改めて整備した形となります。

教育長：ほかにありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第7 議案第1号 ニセコ町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第1号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第8 議案第2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

・・・こども未来課長が議案を読み上げ、内容説明・・・

教育長：「議案第2号」の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

・・・質疑なしの声・・・

教育長：以上で質疑を打ち切ります。

「日程第8 議案第2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について」は、提案のとおりとすることに異議ございませんか。

・・・異議なしの声・・・

教育長：異議なしと認め、「議案第2号」は、原案のとおり決しました。

教育長：「日程第9 その他、説明・協議事項」についてです。

何かございますか。

・・・総合教育課長から教職員の処分について説明・・・

教育長：その他連絡事項等ございませんか。

・・・総合教育課総務係長から今後の日程の説明・・・

教育長：この際ですので、各委員から何かございませんか。

・・・なしの声・・・

教育長：ないようですので、以上で、第9回教育委員会議定例会を終了いたします。
ご苦労様でした。